

愛媛県議会委員会条例の一部を改正する条例

愛媛県議会委員会条例（昭和29年愛媛県条例第24号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>（常任委員会）</p> <p>第1条 愛媛県議会に次の常任委員会を置き、その所管に属する事務の調査を行い、議案、請願、陳情等を審査する。</p> <p>(1) <u>総務企画委員会</u></p> <p>(2)～(5) 省略</p> <p>(6) <u>スポーツ文教警察委員会</u></p> <p>（常任委員会の所管）</p> <p>第2条 各常任委員会の所管事項は、次のとおりとする。</p> <p>(1) <u>総務企画委員会</u></p> <p>ア・イ 省略</p> <p>ウ 省略</p> <p>(2)～(5) 省略</p> <p>(6) <u>スポーツ文教警察委員会</u></p> <p>ア スポーツ・文化部の所掌に属する事項</p> <p>イ 省略</p> <p>ウ 省略</p>	<p>（常任委員会）</p> <p>第1条 愛媛県議会に次の常任委員会を置き、その所管に属する事務の調査を行ない、議案、請願、陳情等を審査する。</p> <p>(1) <u>総務企画国体委員会</u></p> <p>(2)～(5) 省略</p> <p>(6) <u>文教警察委員会</u></p> <p>（常任委員会の所管）</p> <p>第2条 各常任委員会の所管事項は、次のとおりとする。</p> <p>(1) <u>総務企画国体委員会</u></p> <p>ア・イ 省略</p> <p><u>ウ えひめ国体推進局の所掌に属する事項</u></p> <p>エ 省略</p> <p>(2)～(5) 省略</p> <p>(6) <u>文教警察委員会</u></p> <p>ア 省略</p> <p>イ 省略</p>

附 則

- この条例は、平成30年4月1日から施行する。
- この条例施行の際、次の表の左欄に掲げる常任委員会の委員に選任されている者は、それぞれ当該右欄に掲げる常任委員会の委員に選任されたものとみなす。

総務企画国体委員会	総務企画委員会
文教警察委員会	スポーツ文教警察委員会

議 案 説 明

県の機構改革に伴い、常任委員会の名称及び所管事項を変更するため、この条例の一部を改正しようとするものである。